

足利市就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、足利市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、足利市に住所を有し、公立小学校又は中学校に在学する児童又は生徒（太田市からの委託児童・生徒を含む。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者から足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次の各号のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度及び当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者。

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条に基づく市税の減免

(エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 世帯更生貸付補助金による貸付

(コ) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇い労働者

イ ア以外の者で、経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者。

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者として認定された者に対し、次に掲げる費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年度教育委員会が定める。

(1) 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

(2) 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はその購入費

(3) 校外活動費

ア 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

イ 児童又は生徒が、校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(4) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4 km、生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃）

(5) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料

(6) 体育実技用具費

中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具

(7) 新入学児童生徒学用品費等

4月認定の新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はそれらの購入費

(8) 医療費

児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(9) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金

- 2 生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者には、前項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 9 号の費目、同法第 12 条の規定による生活扶助受給者には第 7 号の費目については支給しない。

(援助の申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、「就学援助費受給申請書兼同意書（以下「申請書」という。）」（様式第 1 号、被災児童生徒については様式第 1-2 号）に、証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。ただし要保護者についてはこの限りでない。

- 2 校長は、前項による申請があった場合は、意見を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

(認定)

第 5 条 教育委員会は、前条の規定により申請書等を受理したときは、その内容を審査し、準要保護者の認定の適否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定の適否を決定したときは、校長を経由して当該保護者にその旨を通知するものとする。

(就学援助費の支給方法)

第 6 条 就学援助費の支給を受ける者は、その請求・受領の権限を校長に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた校長は、適切な方法により金銭又は現物で直接要保護者等に支給するとともに、委任状を整理保管する。

- 3 校長は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給額（実費を給与するものについては、確定までの予定額）を「就学援助費支給計画通知書」（様式第 2 号）を作成し、保護者宛通知する。

(就学援助費の支給の時期)

第7条 就学援助費の支給時期は、別に定める。

(年度中途の認定及び取消)

第8条 転入学者もしくは災害等により年度の中途において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、第4条及び第5条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

2 年度の中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとする。

3 年度中途の認定又は取り消しを受けた者の支給額は別に定める。

(補助機関)

第9条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、校長は次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、教育委員会が作成した交付指令書に基づき援助費を支給する。

(2) 校長は、「就学援助費個人支給台帳(以下「支給台帳」という。)」(様式第3号)を作成し、支給の都度整理する。

(3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給台帳及び関係書類等を教育委員会へ提出し、その検査を受ける。

(証拠書類の整備)

第10条 教育委員会(補助機関としての校長を含む。)は、保護者又は業者等の請求書、領収書及び支給台帳を他の関係書類とともに整理保存する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

就学援助費受給申請書兼同意書

平成 年 月 日

足利市教育委員会 へ
(各小・中学校経由)

申請人 (保護者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

私は就学援助の支給を受けたいので申請します。

なお、認定の審査に必要な範囲で、世帯全員の住民情報、税務情報、生活保護情報、児童扶養手当情報等を調査し、利用することに同意します。同様に認定等に必要情報を学校が調査することにも同意します。

記

1 該当児童・生徒氏名 (足利市立 _____ 学校)

学年組	氏 名	学年組	氏 名
年 組		年 組	
年 組		年 組	

2 家族の状況及び申請理由

家族構成 (世帯全員)	生年月日	年齢	続柄	職 業	備 考

申請理由を記入してください。(家庭の状況等を申請人が記入してください。)

.....
.....

(該当するものの欄にチェックを入れ、必要な事項を記入してください。)

- 1 前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた。(月 日) ※生活保護受給証明書の写しを添付
- 2 以下の手当を受給している。
 - 児童扶養手当 (証書番号 第 _____ 号/申請中の方 月 日申請)
 - 遺族年金 (証書番号 第 _____ 号/申請中の方 月 日申請) ※遺族年金受給者証の写しを添付
 - 障がい者年金 (証書番号 第 _____ 号/申請中の方 月 日申請) ※障がい者年金受給者証の写しを添付
- 3 所得が認定基準額未満と思われる等
住民税の申告をしていない場合は審査ができませんので、申告済かどうか確認してください。所得がない方(被扶養者は除く)も所得がない旨の申告(住民税の申告)をしてください。なお、申告が遅れると不利益となる場合があります。

3 校長の意見

1	
2	
3	
_____ 学校長 ⑩	

※該当児童生徒の通学する小・中学校に提出してください。

家族構成	児扶手当	所得情報	土地・家屋	備 考
				戸・ひ医・所証 その他()

(様式第2号)

平成 年 月 日

様

足利市立 学校

平成 年度就学援助費支給計画通知書

記

児童生徒 氏名 費目	第 学 年	第 学 年	第 学 年

- *学用品費、通学費及び学校給食費については、年3回に分けて支給されます。
- *上記の支給金額（年額）は、あくまで予定であり、児童生徒の状況の変動により変わることがあります。

(様式第3号)

平成 年度就学援助費個人支給台帳 (回目)

取扱者印

校長印

学校名 _____

No.	学年	氏名	費目	計	備考